

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○特定計量器の定期検査の実施（4件）（商工政策課）	1
○道路の区域変更（道路課）	2
○道路の供用開始（"）	2
◎告示（指定構造計算適合性判定機関の指定）の一部改正（建築指導課）	2
公 告	
○土地改良区の解散の認可（農業基盤課）	3
○漁港漁場整備法による所有者不明の工作物等の措置（漁港漁場課）	3
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	3
○宅地建物取引業法による聴聞（2件）（住宅課）	3
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	3

告 示

高知県告示第161号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成26年3月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
津野町	平成26年7月14日	午後1時から午後3時30分まで	津野町役場
"	平成26年7月15日	午前9時30分から午前10時まで	旧郷小学校体育館前
"	"	午前11時から午前	船戸多目的集会所

		11時30分まで	設
"	"	午後1時から午後3時まで	津野町役場西庁舎
構原町	平成26年7月16日	午前10時から午前11時まで	松原ふれあいセンター
"	"	午後1時から午後3時30分まで	構原町役場
"	平成26年7月17日	午前10時から午前11時まで	四万川交流センター
構原町及び津野町	平成26年7月18日から同年12月19日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

構原町及び津野町

(2) 検査の年月日

平成26年7月18日から同年12月19日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第162号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成26年3月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
中土佐町	平成26年9月1日	午前10時30分から正午まで	中土佐町スポーツ文化センター
"	"	午後1時30分から	中土佐町役場大野

		午後3時30分まで	見庁舎
"	平成26年9月2日	午前9時から正午まで	中土佐町民交流会館
"	平成26年9月3日から同年12月19日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

中土佐町

(2) 検査の年月日

平成26年9月3日から同年12月19日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第163号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成26年3月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
四万十町	平成26年9月8日	午後2時から午後4時まで	四万十町大正健康管理センター
"	平成26年9月9日	午前9時30分から午前11時30分まで	四万十町十和保健センター
"	"	午後1時30分から午後3時30分まで	四万十町役場十和地域振興局
"	平成26年9月10日	午前9時から正午まで及び午後1時から午後2時まで	四万十町農村環境改善センター

〃	〃	午後3時から午後4時まで	四万十農業協同組合旧松葉川支所
〃	平成26年9月11日	午前9時30分から午前11時まで	四万十農業協同組合興津やさい集出荷場
〃	〃	午後1時から午後2時30分まで	営農支援センター四万十株式会社
〃	〃	午後3時から午後4時まで	仁井田町民会館
〃	平成26年9月12日	午前9時30分から午前10時30分まで	志和漁業協同組合
〃	平成26年9月16日から同年12月19日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

四万十町

(2) 検査の年月日

平成26年9月16日から同年12月19日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第164号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成26年3月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
須崎市	平成26年9月16日	午前10時30分から正午まで及び午後	多ノ郷公民館

		1時から午後2時30分まで	
〃	平成26年9月17日	午前10時30分から午前11時30分まで	上分公民館
〃	〃	午後1時30分から午後2時30分まで	浦ノ内公民館
〃	平成26年9月18日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	須崎公民館
〃	平成26年9月19日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	〃
〃	平成26年9月22日から同年12月19日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

須崎市

(2) 検査の年月日

平成26年9月22日から同年12月19日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年3月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮ノ上川北
- 3 道路の区域

区	間	変更前	敷地の幅員	延長
---	---	-----	-------	----

	後の別	(メートル)	(メートル)
安芸市井ノ口字亀三郎屋敷乙3479番1から 安芸市井ノ口字亀三郎屋敷乙3484番1まで	前	3.4 5.1	44
	後	3.4 6.1	44

高知県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年3月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮ノ上川北
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市井ノ口字善次屋敷乙3430番3から 安芸市井ノ口字善次屋敷乙3428番1まで	55	平成26年3月18日

高知県告示第167号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、平成23年8月高知県告示第517号（指定構造計算適合性判定機関の指定）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 2 中
「(15) 株式会社建築構造センター岡山事務所
岡山県岡山市北区丸の内二丁目12-20 内山下ビル303号室
」
を
「(15) 株式会社建築構造センター岡山事務所
岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号 成広ビル2階」

に改める。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、新改中部土地改良区の解散を平成26年3月5日に認可した。
平成26年3月18日

高知県知事 尾崎 正直

~~~~~

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成26年3月18日

柏島漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

(1) 幡多郡大月町柏島 柏島漁港野積揚用地  
FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長6.16メートル、船幅1.80メートル）

(2) 幡多郡大月町柏島 柏島漁港水産倉庫用地  
FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.65メートル、船幅1.65メートル）

2 所有者の行うべき措置  
工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に柏島漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置  
柏島漁港漁港管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成26年3月18日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
------	----------------	------------------

平成26年2月24日 25高都計第587号	南国市左右山字スミ デン87番1ほか	高知市北御座9番 11号 株式会社 スリー エフ中四国 代表 取締役 山本 武 可
--------------------------	-----------------------	--

~~~~~

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開により聴聞を行う。

平成26年3月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 聴聞の期日  
平成26年3月25日（火）午前10時30分
- 2 聴聞の場所  
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁7階 会議室
- 3 聴聞を受ける者
  - (1) 商号又は名称  
有限会社七宝
  - (2) 代表者の氏名  
松岡 宗明
  - (3) 主たる事務所の所在地  
高岡郡津野町姫野々528番地3
  - (4) 免許証番号  
高知県知事（6）第2084号
  - (5) 免許年月日  
平成25年11月9日

~~~~~

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開により聴聞を行う。

平成26年3月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 聴聞の期日
平成26年3月25日（火）午前11時00分
- 2 聴聞の場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁7階 会議室
- 3 聴聞を受ける者
 - (1) 商号又は名称
ぐっとほーむ
 - (2) 代表者の氏名

- 川村 莊郎
- (3) 主たる事務所の所在地
南国市緑ヶ丘三丁目2818番地
 - (4) 免許証番号
高知県知事（3）第2528号
 - (5) 免許年月日
平成25年4月30日

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第4号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成26年3月18日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級
施設警備業務 2級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
 - (1) 検定の実施日及び開始時間
平成26年6月26日（木）午前9時
 - (2) 検定の実施場所
高知市春野町芳原2485番地
高知県立春野総合運動公園陸上競技場
- 3 検定の実施予定人員
30人
- 4 受検資格者
高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。
- 5 検定の方法
学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

<p>6 検定の申請手続 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。</p> <p>(1) 検定の申請の受付期間 平成26年5月19日（月）から同月23日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。</p> <p>(2) 検定申請書等の提出方法 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類等 ア 検定申請書 1通 イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。） ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚</p> <p>(4) 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法 検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項</p> <p>(1) 受検時の服装 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。</p> <p>(2) 持参品 ア 受検票 イ 筆記用具 ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽 エ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）</p>	<p>9 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係</p>	
---	---	--